

# 大量破壊兵器と輸出管理について

佐能 克己

## はじめに

現役の間に、陸上自衛隊が保有する小火器や海上自衛隊の艦艇及び航空機等が装備する兵器についての教育は受けてきたが、強力な破壊・殺傷能力を有する大量破壊兵器や、その運搬手段となるミサイルなどについて教育を受ける機会は殆ど無かった。これは、世界で唯一の被爆国である我が国に強烈な核アレルギーがあり「自衛隊はもとより民間においても核兵器などの研究を行うなどのもつての他」とする政治的な背景が存在していたからであろう。とは言え、在職中に独学で核兵器や生物・化学兵器などの大量破壊兵器について学んだり研究したりして、高度な知識を保有している同期生も多いであろう。

定年退官後に縁あって、経済産業省の外郭団体である「安全保障貿易情報センター（通称システック又はC I S T E C）」という法人組織に、職員として勤務する機会を得た。私に与えられた業務は、研究員として「指定された国家の政治情勢、軍事動向、兵器の開発・装備状況、大量破壊兵器の開発にも使用できる資器材の違法な取引事例」などの情報を収集することであった。

私は、システックにおいて初めて「大量破壊兵器（輸出入を管理する上では、ミサイルも大量破壊兵器の範疇に含めて取り扱われることが多い）」を学ぶ機会を得るとともに、全くの門外漢である「貿易管理」についてまで足を踏み入れることとなった。大量破壊兵器は、開発・製造に国家規模となる膨大な資金と労力を要し、その維持管理にも国家組織を挙げての運用が必要であるが、ここではその開発・製造などの技術的な分野には立ち入らない。

しかし、一度の使用で多大な破壊・殺傷能力を有する大量破壊兵器を、戦争の手段として用いることは人道上からも許されるものではないとして、国際社会は国連を中心に条約や協定などを締結し、その拡散防止に努力を示している。

そこで、以下、私がシステックにおいて大量破壊兵器、その中でも特に核兵器の拡散防止について学んだ一端を「大量破壊兵器と輸出管理について」と題して紹介してみたい。

## 1 核兵器の拡散防止への取組み

国際社会は核兵器が世界中に拡散するのを懸念し、発効当時既に核兵器を保有していた米、露、英、仏、中の5か国を“核兵器国”と定め、それ以外の国家が核兵器を開発したり保有したりしないよう取り決める「核兵器の不拡散に関する条約（NPT：核不拡散条約又は核拡散防止条約）」を、1970年に発効させた。条約は同時に、核不拡散条約を締結した各国が誠実に核軍縮交渉を行う義務も規定している。

しかしその後、核兵器の廃絶を目指した“誠実な核軍縮交渉”は進展しておらず、“核兵器国”と定められた5か国以外にもインド、パキスタン及び朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が核実験を行い核兵器の保有を宣言しており、保有を宣言してはいないがイスラエルも核兵器保有国と見なされており、逆に“核兵器国”が増加しているというのが現状である。更に最近ではイランも、国際社会の強い勧告を振り切って核兵器の開発も可能な高濃縮ウランの製造に突き進んでおり、表明している「原子力の平和的利用が目的」の限度を越えて、核兵器保有国への道を歩もうとしているようである。

このように国際社会の結束をもってしても、核兵器等の大量破壊兵器を獲得しようとする国家指導者が、組織的に核兵器の開発や製造を行おうと企んだ場合、この野望を阻止するのは容易ではないと言える。これは、核兵器を保有することで国家の技術力の高さを誇示するとともに、強力な武力を背景とした力の外交を展開し、国家間の交渉を優位に進めることを企図しているからに他なるまい。

## 2 核開発技術の流出

国際社会は1957年に、原子力を平和目的で利用するよう推進し、核兵器として軍事利用すること防止するため、国際原子力機関（IAEA）を設立している。IAEAは“核兵器国”以外の国家が原子力を平和目的で利用するために、その研究・開発や原子力発電所の建設などに関する情報等を提供する一方で、原子力発電所などにおいて平和目的で使用される原子力が軍事目的に転用されないよう確認（safeguard：保障措置）する機能も有している。

このような国際機関のもとで、各国とも核兵器そのものや核兵器を開発・製造するための軍事技術の移転については、厳しく規制しているところであるが、国際社会内での利害の対立もあって必ずしも核技術の流出防止が完全であるとは言えない。特に冷戦の時代には、いわゆる東側陣営が同盟国を増大しその勢力拡大を図るため、核開発技術を特定国に移転したと言われている。

新たに“核兵器国”を宣言したインド、パキスタン、北朝鮮とも、旧ソ連若しくは中国から核開発技術の支援を受けていたと見られている。また国際社会がイランに対し何度も国連での制裁決議を採択して、核爆弾の材料ともなる高濃縮ウランの開発を断念させようと試みたが、一部の安保理常任理事国が拒否権の行使をちらつかせてこれに同意せず、そのためイランは多数の国家の制止勧告を振り切って核兵器の開発を目指していると思われ、かつ、その開発に必要な技術を他国に依存している可能性も大きい。

また、天然資源に恵まれた資金豊富な中東などの諸国の一部でも、原子力の平和利用を掲げ

て核開発技術の取得を目指そうとしている国家が見受けられる。

### 3 核兵器の開発・製造に用いられる資器材の流出

1974年にインドが、IAEAの保障措置下にあったカナダ製の研究用原子炉を用いて、使用済み核燃料を再処理し抽出したプルトニウムを使用して核実験を行ったことを契機に、核兵器の開発・製造に用いられる資器材の流出防止を目的に、原子力供給国グループ（NSG）が設立された。NSGに参加している諸国は「NSGガイドライン」に従って、核兵器の開発・製造にも利用できる民生用の資器材や技術の移転の管理、すなわち輸出管理を行っている。

日本でも「外国為替及び外国貿易法（外為法：がいため法）」を基本法として、経済産業省が主管し輸出管理に関する法令や政省令を制定するなど、“核兵器国”以外の国家に違法に大量破壊兵器関連の開発にも用いることが出来る資器材等が輸出されないように監視をしている。

しかし、核兵器の開発・製造に用いられる資器材の流出を防止する取組みも、2007年に米国がNPTに署名していないインドとの間で民生用原子力協力協定を締結して、例外的にインドへ資器材を提供できる政策を採ったことで、国際社会がNSGのガイドラインを厳格に履行しようとする姿勢は崩れかけている。

### 4 カーン博士が構築した“核の闇市場”

大量破壊兵器の開発・製造にも利用できる民生用の資器材や技術の移転に関しては、規制の判断が難解で複雑なところもあり、防止が徹底されていない面もあるように見受けられる。

特にパキスタンで“核開発の父”と言われるカーン博士が、国際社会で輸出管理の手薄なところを縫って、核開発に必要な資器材を調達する“核の闇市場”を構築したことには、大いに考慮を払う必要がある。

パキスタンはインドとの三次の戦争で惨敗を喫していたため、圧倒的に劣勢である通常装備の兵力を補完しようと、密かに核兵器の開発を決意する。最初パキスタンは原子力施設の建設にカナダの支援を受けていたが、カナダが支援を打ち切った後は独自で秘密裏に開発を続けることになり、その当時に欧州で遠心分離機などの研究に当たっていたカーン博士がパキスタンに戻り、核開発の中心に据えられた。

カーン博士は、欧州からウラン濃縮技術とともにウラン濃縮施設の建設に必要な資器材をリスト・アップしてパキスタンに持ち帰り、世界中を巡って核兵器の開発に必要な材料や装置等を調達し、核開発に当たった。この時に、“核兵器国”以外の国家が核兵器の開発を阻止しようとする国際社会の取組みを掻い潜る手段として、カーン博士が構築したのが“核の闇市場”である。

そしてパキスタンはカーン博士の指導の下で順調に核開発を続け、1998年5月にインドが二度目の核実験を実施すると、これに呼応するかのようにパキスタンも初の核実験を行って核兵器保有国として名乗りを上げたのである。

以後パキスタンは“核の闇市場”を経由して核兵器の製造に必要な資器材の調達を行い、核兵器の開発・製造を続けており、現在ではインドの核兵器保有量に匹敵する核兵器を保有していると見られている。

## 5 北朝鮮による核開発に必要な資器材の調達

北朝鮮は、核開発に必要な技術を友好国から受けながら、核兵器の製造に必要な資器材についても国際社会から不正に調達していると考えられ、特に製品の品質が良い日本からも、多くの汎用品／民生品の性能要目を低く偽ったり、核兵器開発に用いる恐れのない第三国を輸出相手国として申請（迂回輸出）するなどして、違法に調達しているケースが明らかになっている。

その例として、2003年に東京の貿易会社が、核兵器の開発に転用可能な直流安定化電源装置3台を、タイ経由で北朝鮮に輸出しようとして摘発されている。また、2004年には新潟の貿易会社が、核兵器の開発に利用できる業務用洗濯機の周波数変換器（インバーター）を中国経由で北朝鮮に向け不正輸出したとして、経済産業省から4カ月間の輸出禁止処分を受けている。公安当局によると、インバーターの輸入元である北朝鮮の貿易会社社長は、北朝鮮の「国家安全保衛部」と関連のあるコンピュータ・ソフト開発機関の代表を兼務しているといい、日本のハイテクに目をつけて国家ぐるみで核兵器の開発にも用いることが出来る資器材の調達を行っていた可能性が強まっている。

## 6 大量破壊兵器の拡散を阻止するための輸出管理

今まで述べたように国家的な規模で“核の闇市場”を形成したり、法制度の不備な点を衝いて迂回輸出を利用して不正に核開発に必要な技術や資器材を調達し、核兵器を取得しようと企てる国家が後を絶たない状況で、国際社会は協調して輸出管理の強化を図り阻止の努力を続けている。

しかし、船舶や航空機を用いて膨大な量の貨物が世界中を駆け巡っている現代では、核開発を企図する国家に向けて核開発にも利用可能な資器材が搭載されていないかどうかを特定するのは、容易でない。そのために万全の検査を行おうとすると、大量の貨物に滞留が生じ自由貿易を大きく阻害する結果となりかねない。貨物の検査に要する費用と労力の上昇も、計算できないほどに跳ね上がろう。

新たな核兵器保有国を許さないとの重要性は十分理解できるが、その効果的な防止策につい

ては思い浮かばない。結論的に言うならば「国際社会による大量破壊兵器の拡散防止と“核兵器国”以外の国家による核兵器の開発競争は“いたちごっこ”である」と感じており、強いて言うとするならば“原子力”をこの世から廃絶することこそ、唯一の防止策といえるのではなからうか。

## おわりに

2009年4月に、米国のオバマ大統領がチェコのプラハにおいて「核兵器のない世界」を提唱する演説を行った。核不拡散条約のもとで「締結各国は誠実に核軍縮交渉を行う」との規定にもかかわらず、米国とロシアの間で行われている交渉以外では一向に核兵器削減交渉が進もうとしない中での、実に思い切った提言であるが、当面実現の可能性が極めて低い理想論を述べたもの、と受け止められている。

更に、本年3月の東日本大震災により福島第一原子力発電所で発生した原子炉の事故は、世界各国が保有する原子力発電所を存続させる否かについて、根本的に問い直すよう求める契機ともなっている。実際にイタリアやドイツのように、原子力発電所の新たな建設を断念したり脱原発に向かおうとする意思を表示する国家も現れてきている。

これらのことは、科学の進歩と文明の発展を錦の御旗に、地球環境が破壊されることなど全くお構いなしにエネルギー政策を推進し続けてきている人類に、一度歩みを止めて振り返るよう求められている事象のようでもある。

これまでの私は「日本は核抑止力として、核兵器を保持しても良い」との考えを持っているのであるが、定年退官後に縁あって勤めたシステックという法人組織で大量破壊兵器と輸出管理について学んでいくうちに“原子力は安全”或いは“原子力は必要”との関係者の一点張りの主張に対し「待てよ……」と考え込むようになったものである。

(2011. 9. 23記)